

A1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表(現行相当みなし指定:平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,168	1月につき	
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1,051
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736		
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割			38		
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	38単位	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	27	1日につき	
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	34		
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	24		
A1	1211	訪問型サービスⅡ			2,335		
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,635	1月につき	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,102
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1,472
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割			77		
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	54		1日につき
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	69		
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	49		
A1	1321	訪問型サービスⅢ		3,704			
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,593	1月につき	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		3,334
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2,334
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割			122		
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	85		1日につき
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	110		
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	77		
A1	2411	訪問型サービスⅣ		266			
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	186	1回につき	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		266単位 ※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		239
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		167
A1	2511	訪問型サービスⅤ			270		
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任		ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		189
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一	270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ			285		
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	200	1月につき	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		257
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		180
A1	1411	訪問型短時間サービス			165		
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任	ト 訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	116	1月につき	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一		165単位 ※1月につき22回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		149
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		104
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算					1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき		
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき		
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき		
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき		
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき		
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき		
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき		
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき		
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200		
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき		
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,168	1月につき		
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		1,168単位 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		818	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		1,168単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		736	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		38		1日につき	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)			27
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%			34
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		38単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%			24
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,335	1月につき		
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		2,335単位 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		2,335単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77		1日につき	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			54
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%			69
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		77単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%			49
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,704	1月につき		
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		3,704単位 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		3,704単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		122		1日につき	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)			85
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%			110
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		122単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%			77
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	266	1回につき		
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		186	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		266単位 ※1月の中で全部で4回まで		239	
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	270	1回につき		
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		189	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		243	
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		170	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	285	1回につき		
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		200	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		257	
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	165	1回につき		
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任		事業対象者・要支援1・2(20分未満)		116	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		165単位 ※1月につき22回まで		149	
A2	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		104	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			

A5 通所型サービス(みなし)サービスコード表(現行相当みなし指定:平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A5	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A5	1112	通所型サービス1日割		54単位	54	1日につき		
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	
A5	1122	通所型サービス2日割		111単位	111	1日につき		
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	1回につき	
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき	
A5	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき	
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240			
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A5	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480		
A5	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2		(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	1月につき	
A5	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位	48	
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算			
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算			
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A5	8002	通所型サービス1日割・定超		54単位	38		1日につき	
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A5	8012	通所型サービス2日割・定超		111単位	78		1日につき	
A5	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠		54単位	38		1日につき	
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠		111単位	78		1日につき	
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	1回につき

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(現行相当:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		54単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		111単位	111	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	所定単位数の5%加算				1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算				1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	所定単位数の5%加算				1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I) 運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	1月につき
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ 事業対象者・要支援1	72単位	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 12		事業対象者・要支援2	144単位	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 21		(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ 事業対象者・要支援1	48単位	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 22		事業対象者・要支援2	96単位	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(3)サービス提供体制強化加算(II) 事業対象者・要支援1	24単位	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2		事業対象者・要支援2	48単位	48	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90%加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V	(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80%加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		54単位	38		1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		111単位	78		1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		54単位	38		1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		111単位	78		1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	

AF 介護予防ケアマネジメント費

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位加算	300	

A3 訪問型サービス(基準緩和)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1111	いわき市生活援助サービス費1	イ 基準緩和 訪問型 サービス費 20分以上 45分未満	指定事業所が行う場合 183単位		183	1回につき
A3	1115	いわき市生活援助サービス費1・2割			2割負担者用	183	
A3	1211	いわき市生活援助サービス費1・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 ×90%	165	
A3	1215	いわき市生活援助サービス費1・同・2割			2割負担者用	165	
A3	1121	いわき市生活援助サービス費独1		独自事業所が行う場合 162単位		162	
A3	1125	いわき市生活援助サービス費独1・2割			2割負担者用	162	
A3	1221	いわき市生活援助サービス費独1・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 ×90%	146	
A3	1225	いわき市生活援助サービス費独1・同・2割			2割負担者用	146	
A3	1112	いわき市生活援助サービス費2	ロ 基準緩和 訪問型 サービス費 45分以上	指定事業所が行う場合 225単位		225	
A3	1116	いわき市生活援助サービス費2・2割			2割負担者用	225	
A3	1212	いわき市生活援助サービス費2・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 ×90%	203	
A3	1216	いわき市生活援助サービス費2・同・2割			2割負担者用	203	
A3	1122	いわき市生活援助サービス費独2		独自事業所が行う場合 200単位		200	
A3	1126	いわき市生活援助サービス費独2・2割			2割負担者用	200	
A3	1222	いわき市生活援助サービス費独2・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行 う場合 ×90%	180	
A3	1226	いわき市生活援助サービス費独2・同・2割			2割負担者用	180	
A3	1901	緊急時対応報酬	ハ 訪問時、緊急での対応が必要な利用者に対して、サービスを提供する代わりに算定する。		165		
A3	1905	緊急時対応報酬・2割	165単位	2割負担者用	165		
A3	1401	いわき市生活援助サービス初回加算	ニ 初回加算	200単位加算		200	1月につき
A3	1405	いわき市生活援助サービス初回加算・2割		2割負担者用	200		
A3	1801	いわき市生活援助サービス特別地域加算	特別地域加算	30単位加算		30	1回につき
A3	1805	いわき市生活援助サービス特別地域加算・2割			2割負担者用	30	
A3	1810	いわき市生活援助サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	20単位加算		20	
A3	1850	いわき市生活援助サービス小規模事業所加算・2割			2割負担者用	20	
A3	1811	いわき市生活援助サービス中山間地域加算	市長が定める地域に居住する者へのサー ビス提供加算	20単位加算		20	
A3	1815	いわき市生活援助サービス中山間地域加算・2割			2割負担者用	20	

※基準緩和サービスの利用について、要支援1の被保険者に対する提供回数の上限を月8回、要支援2の被保険者に対する提供回数の上限を12回とする。

現行相当サービスと併用する場合についても、提供回数の上限を同様とする。(例:現行相当8回、基準緩和サービス4回、計12回)

ただし、緊急時に利用者等からサービス提供の要請を受けて、現行相当サービスで身体介護中心型を算定する場合を除く。

※総合事業対象者については、原則月8回とするが、長寿介護課協議のうえで必要性が認められるときは提供回数の上限を月12回とする。